

提 言 書

平成31年2月4日

第6期雲仙市男女共同参画懇話会

～ 男女が互いを認め合い、尊重し、

協力し合うまち 雲仙市 ～

はじめに

私たち第6期雲仙市男女共同参画懇話会は平成29年2月に金澤市長の委嘱を受け、男女共同参画社会実現に向けて7回の会議を開催してまいりました。

「参画」という言葉は単に「参加」ということではなく方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを念頭に、平成30年3月に雲仙市が策定した「第3次雲仙市男女共同参画計画」の基本理念である「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を実現するために、ワークショップ形式での会議方法により活発な意見交換をいたしました。また、意見・考えの収束とアイディアの分類、自主的な取り組みを集約し、ここに3つの提言をいたします。

雲仙市民が互いのよさを引き出しあい、家庭や職場、地域社会のみならず、訪れる人に対しても国際的な広い視野を持ち、認め合う男女共同参画社会実現の必要性を認識し、具体的施策を通じて、「第3次雲仙市男女共同参画計画」を推進されることを切望いたします。

平成31年2月4日

第6期雲仙市男女共同参画懇話会

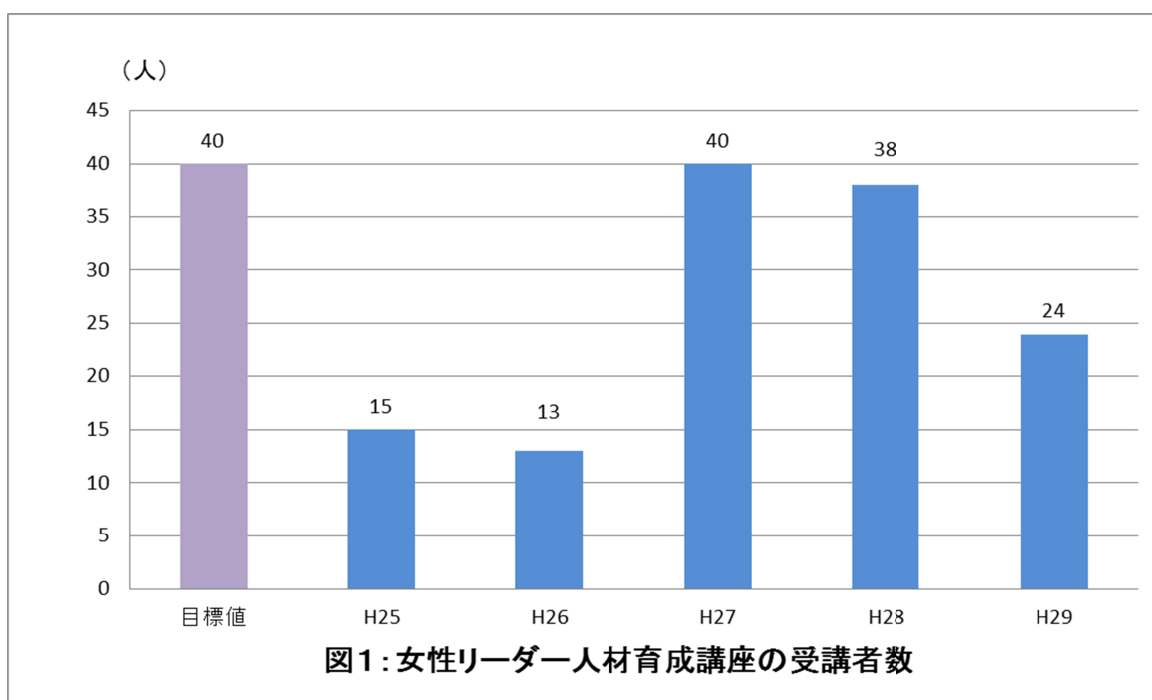
座長 荒木 美智子

●提言1 魅力ある男女共同参画推進のための啓発活動について

1. 男女共同参画講座開催については理解を深めるための手法や、子どもを考慮した開催にするための対策が必要である。

【現状と課題】

「第2次雲仙市男女共同参画計画」の数値目標に、「女性リーダー人材育成講座の受講者数（図1）」を掲げていたが、受講者数が伸び悩んでいる様子が見て取れる。男女共同参画講座については開催方法や、対象の設定に対策が必要である。



【具体的な取組】

- 自治会、婦人会、老人会、PTA、学童等へ直接、男女共同参画出前講座の開催を呼びかけ、集会へ出向いて活動内容に沿った20分程度のミニ講座を開催する。
- 一方向の知識伝達型の講座だけでなく、参加型の講座を企画する。
- 子育て世代が参加しやすいように託児所付きの講座を開催する。
- 講座後に実施するアンケートにおいて、希望する講座の内容、日程などを聞いて次回講座企画時に反映させる。

2. 男女の固定的役割分担意識の解消は進んでいる一方、実際の家事の負担は女性が担っている状況がある。若年層を対象とした研修を進めるなど、今後により一層の啓発を推進する必要がある。

【現状と課題】

平成 29 年 6 月に雲仙市が実施した雲仙市男女共同参画社会に関する市民アンケート※1（以下、市民アンケート調査という）において、「家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方（図 2）」を尋ねたところ、男女とも、「夫婦とも仕事を持つが、家事等も夫婦で分担すべき」と「夫婦の役割を固定すべきでない」と答えた人の割合を合わせると 7 割を超えた。

一方で、「1 日の育児・家事に費やす時間（図 3）」を尋ねたところ、男性の 7 割以上が 3 時間未満であったのに対し、女性の 8 割以上が 3 時間以上であった。

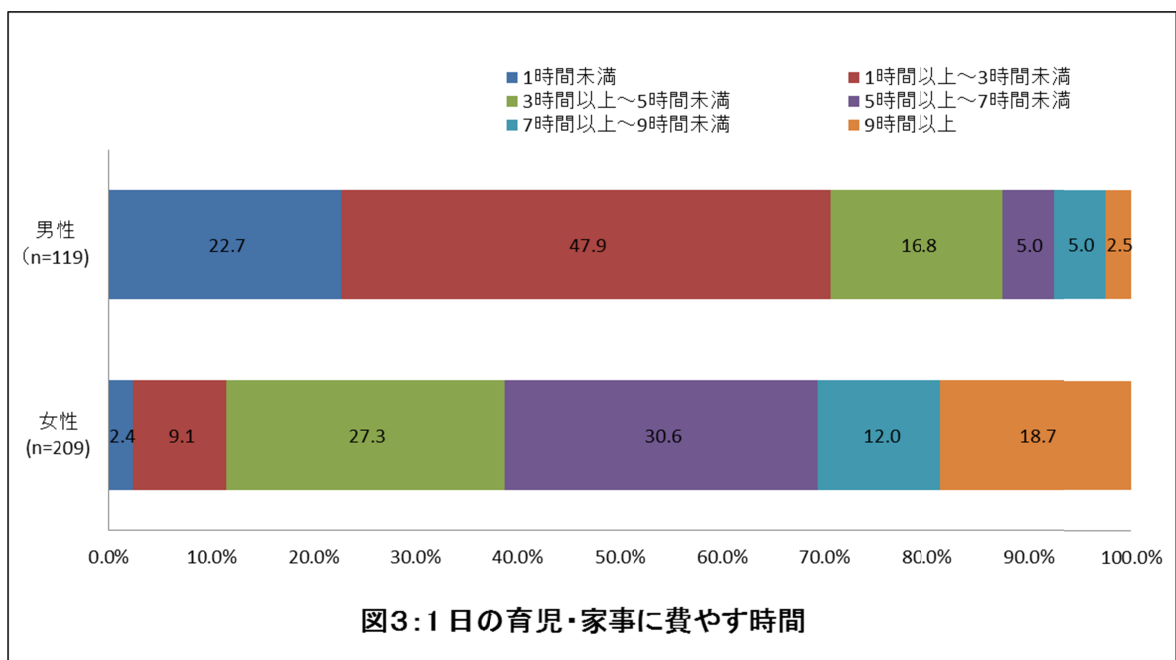
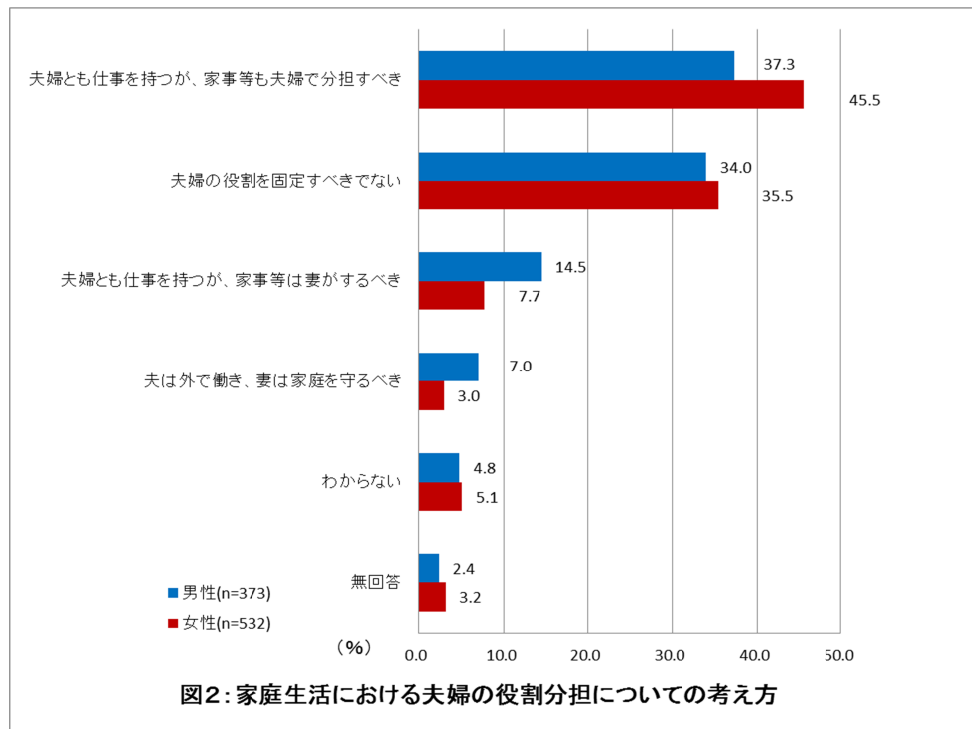
「6 歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間【1 日当たり・国際比較】（図 4）」を見ても、平成 28 年における我が国の 6 歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間は、夫は 1 日当たり 1 時間 23 分、妻は 7 時間 34 分となっており、日本においては男女の固定的役割分担が顕著であることが分かる。

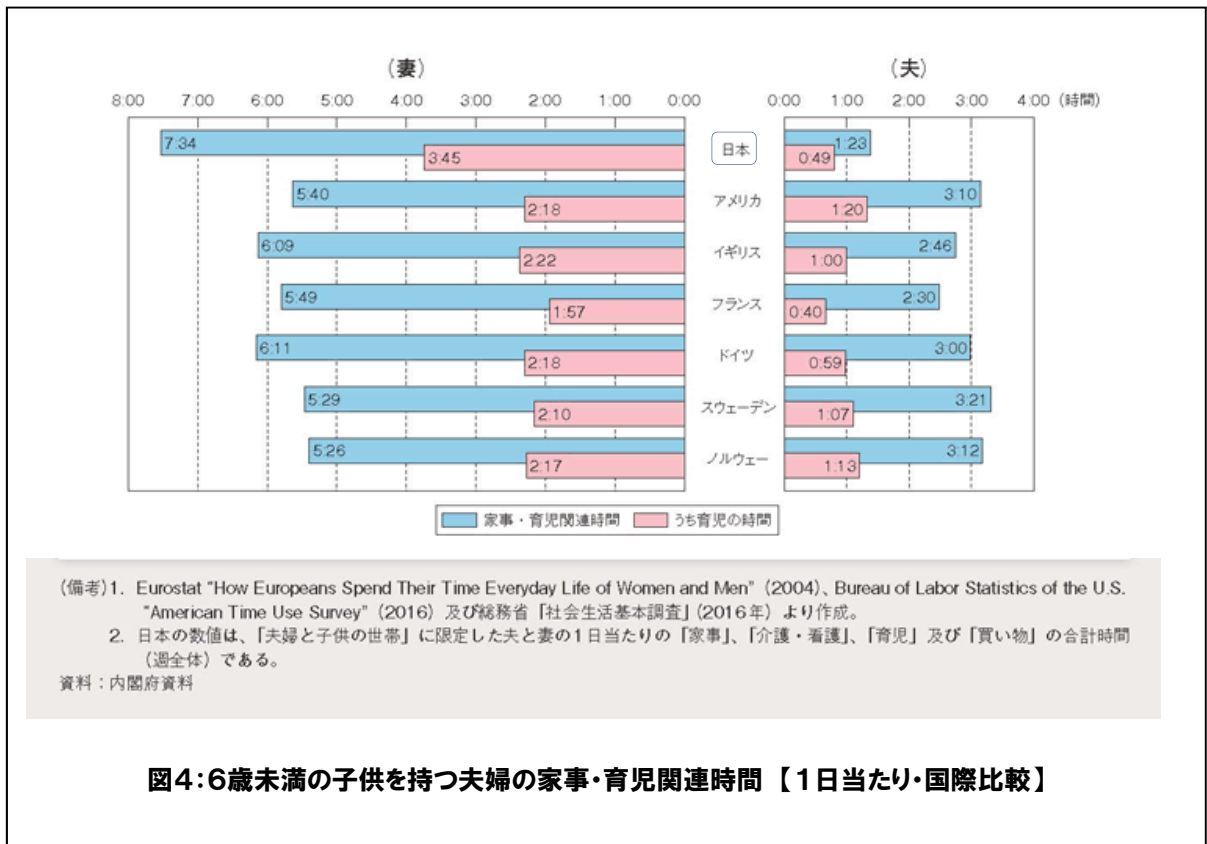
女性が社会で活躍するためにはワーク・ライフ・バランス※2が必須であるが、男女の固定的役割分担意識の解消は進んでいる一方、実際の家事の負担は女性が担っている状況が見て取れる。

※1 平成 29 年 6 月に雲仙市が実施した雲仙市男女共同参画社会に関する市民アンケート：

この提言書に掲載している市民アンケート調査結果についての回答は原則として、各質問の調査数を基数（n）とした百分率で表し、小数第 2 位を四捨五入している。このため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。また、2 つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計は 100%を超える場合がある。

※2 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。





【具体的な取組】

- 家事役割分担をしている夫婦をロールモデル※として紹介する。
- 家族経営協定を締結した後の家族の実態を調査する。
- 若年層向けの啓発として次世代の妊娠中のパパ・ママを対象とした講座や、中学生向けの講座を開催し、学んだことを家庭で話し合ってもらおう。
- 結婚を機に雲仙市に転入してきた若い世代の方に、雲仙市の男女共同参画の状況についての聞き取りや発信を行う。

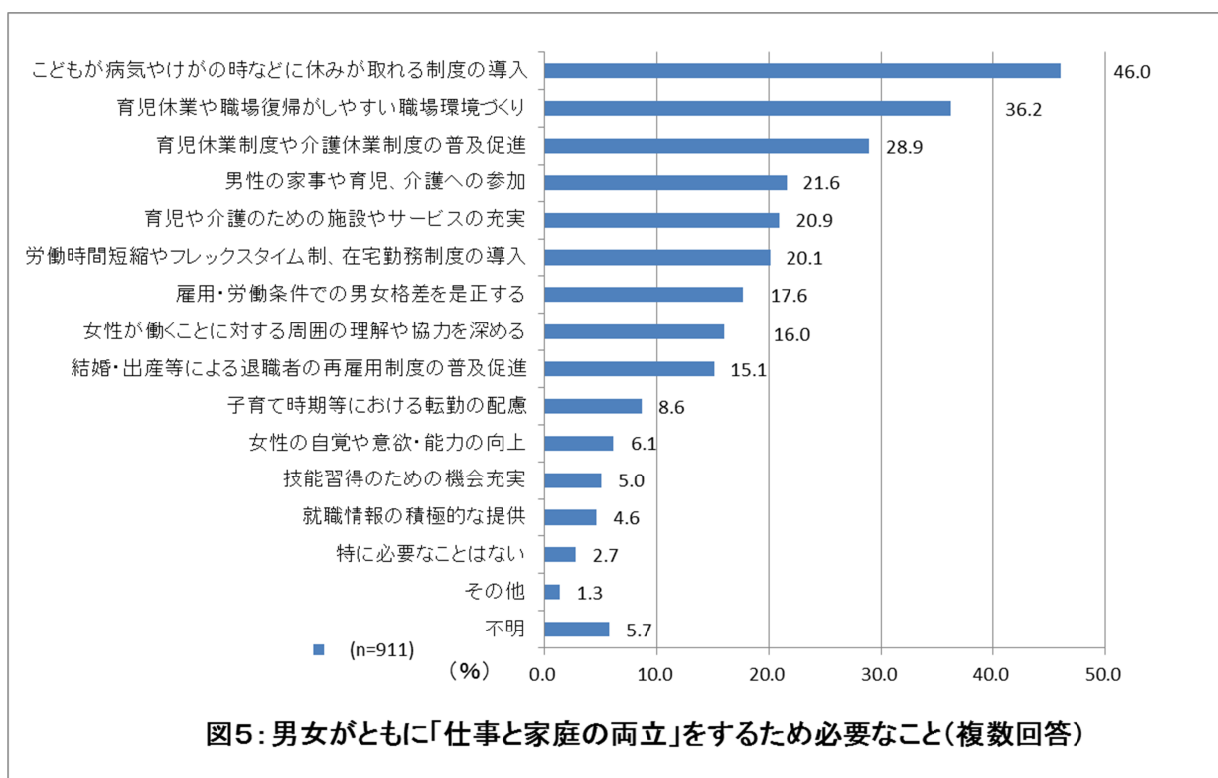
※ロールモデル：将来において目指したいと思う模範となる存在。

●提言2 女性の活躍推進のための環境整備と意識啓発について

1. 女性の活躍を推進するための法制度の整備は進みつつあるが、制度を使いやすいものにすることと、事業主への啓発が必要である。

【現状と課題】

市民アンケート調査において、「男女がともに『仕事と家庭の両立』をするために必要なこと（図5）」を尋ねたところ、4割以上の人が「こどもが病気やけがの時などに休みが取れる制度の導入」、3割以上の人が「育児休業や職場復帰しやすい職場環境づくり」と答えている。育児や家事、介護の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の継続的な就業の促進につなげるとともに、次世代を担う子どもたちを、安心して生み育てるための環境を整えることが急務となっている。



【具体的な取組】

- 育児や介護と仕事の両立を支援する制度を利用しやすいものとする。
- 病児・病後児保育制度や、子の看護休暇や介護休暇制度を充実させる。
- 育児休業や職場復帰がしやすい職場環境づくりを推進するため、企業への啓発活動を推進する。
- 女性活躍推進や働きやすい環境づくりを進めている企業をロールモデルとして広報紙等で紹介する。
- 企業に従業員への休暇の付与、取得状況を調査し結果を知らせるとともに、働きやすい職場づくりのための助成金制度等の周知を行う。
- 親子が近居、同居するための新築・リフォーム補助金を創設する。

2. 人口減少、少子高齢化により地域社会の活力低下が懸念される雲仙市においては、女性の活躍が必須であるため、リーダーとなる女性自身と周りの意識改革が必要である。

【現状と課題】

国民の半数が女性であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない状況を鑑み、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年 5 月に公布・施行された。「長崎県議会議員及び長崎県内の市議会議員に占める女性の割合（表 1）」を見ると、すべての自治体で女性議員の占める割合は非常に低く、雲仙市にいたっては女性の市議会議員は不在という状況にある。

また、「第 2 次雲仙市男女共同参画計画」の数値目標に、「自治会長に占める女性の割合（表 2）」や「市の審議会などの女性委員の割合（図 6）」を掲げているが、いずれも目標を達成することができていない。

人口減少、少子高齢化により地域社会の活力低下が懸念される本市において、女性が社会で活躍するための環境整備と意識改革が必要である。

自治体名	女性議員数	議員数	割合
雲仙市	0人	19人	0.0%
壱岐市	0人	16人	0.0%
平戸市	0人	18人	0.0%
佐世保市	1人	32人	3.1%
南島原市	1人	21人	4.8%
長崎市	2人	39人	5.1%
島原市	1人	19人	5.3%
対馬市	1人	19人	5.3%
西海市	1人	18人	5.6%
大村市	2人	23人	8.7%
五島市	2人	20人	10.0%
松浦市	2人	18人	11.1%
諫早市	4人	30人	13.3%
長崎県	4人	44人	9.1%

表 1：長崎県議会議員及び長崎県内の市議会議員に
占める女性の割合（平成 29 年 12 月 31 日現在）

資料：内閣府ホームページ

	目標値	H25	H26	H27	H28	H29
自治会長(人)	—	242	242	241	241	241
女性の自治会長(人)	—	5	6	5	3	4
割合	4.0%	2.1%	2.5%	2.1%	1.2%	1.7%

表２：自治会長に占める女性の割合

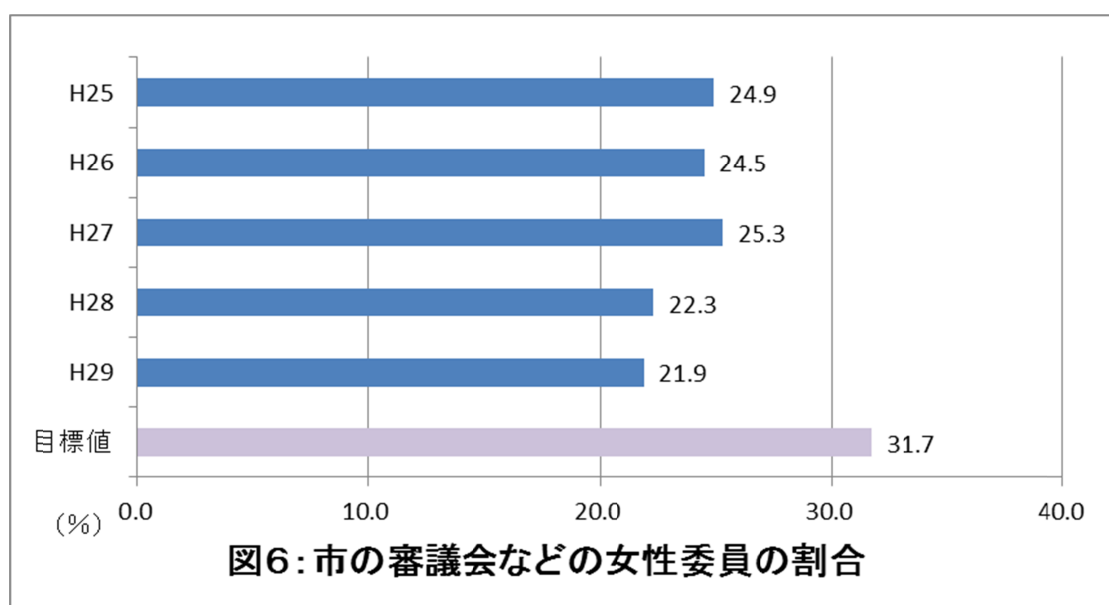


図6：市の審議会などの女性委員の割合

【具体的な取組】

- 女性起業家・管理職の実体験に基づく女性リーダー研修会を開催し、女性の意識改革を促す。
- 政策決定の立場にある市議会議員や、市役所部長を対象とした男女共同参画の講座を開催することで、女性が活躍するための環境整備を推進する。
- 自治会の役員を3人体制：会長、副会長2人（男性1人、女性1人）にして、次期会長を副会長のうちの1人が務めるなどの工夫を提案する。
- 女性の政治参加を促すために、女性が議会を傍聴したり、行政の基礎を学ぶ講座を開催する。
- 長期的視野にたち、継続的に女性の活躍を推進するための施策を進める。

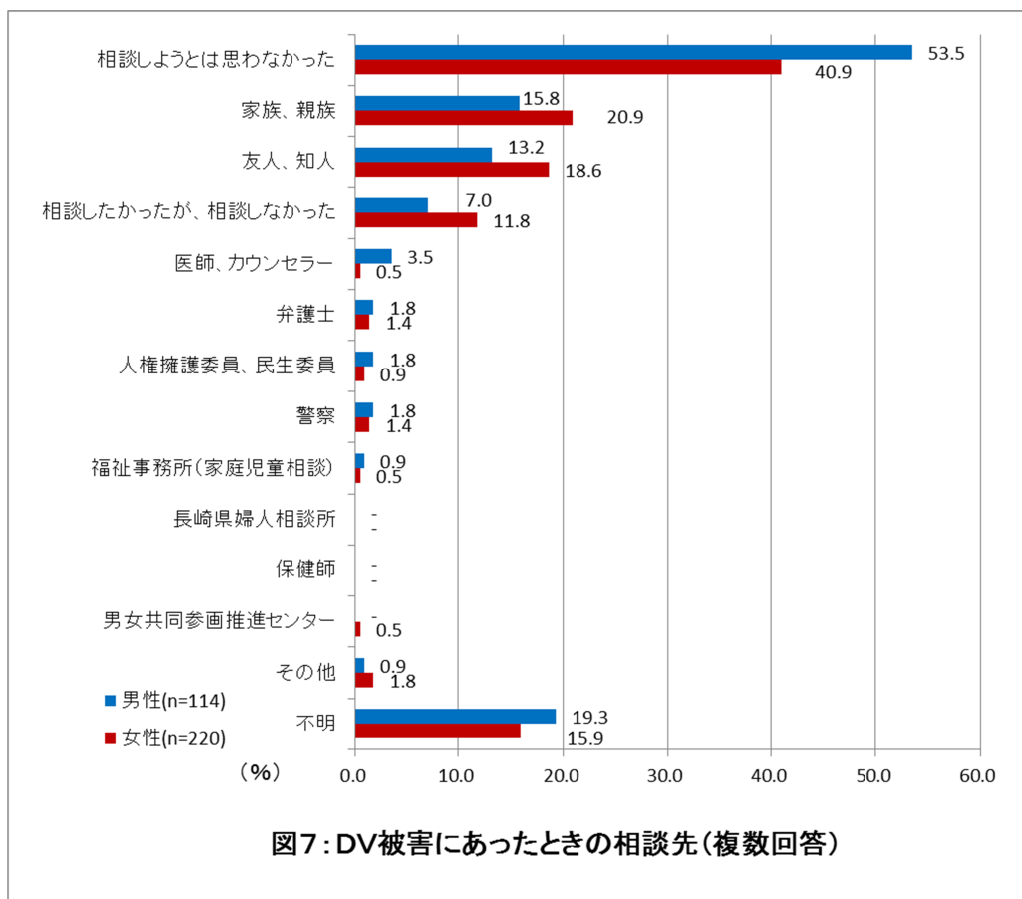
●提言3 安心して暮らせる地域づくり

1. DV※1や各種ハラスメント※2に関する正しい認識を浸透させる取組とそれらを防止するための地域づくりを進める必要がある。

【現状と課題】

市民アンケート調査において、「DV被害にあったときの相談先（図7）」を尋ねたところ、男性の53.5%、女性の40.9%が「相談しようと思わなかった」と回答している。被害にあった時の相談先の周知をはかるとともに、DVや各種ハラスメントについての正しい認識を浸透させる必要がある。

また、高齢化が進む雲仙市において、高齢者の見守りや高齢者虐待防止のための対策をとる必要がある。



※1 DV：ドメスティック・バイオレンスを略したもの。「DV」については、明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

※2 ハラスメント：いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」。

【具体的な取組】

- 虐待やDVを発見した場合、通報しやすい環境づくりに努める。
- 雲仙市のインターネット環境を整備し、独居老人と障害がある人をスカイプ※でつなぎ、お互いに支援しあうことにより介護予防と就労支援につなげる。
- 介護男子・女子の息抜き会を実施しネットワークを作る。
- 女性や元気な高齢者により見守り隊をつくり、地域で悩みを共有、解決するコミュニティ作りを進める。

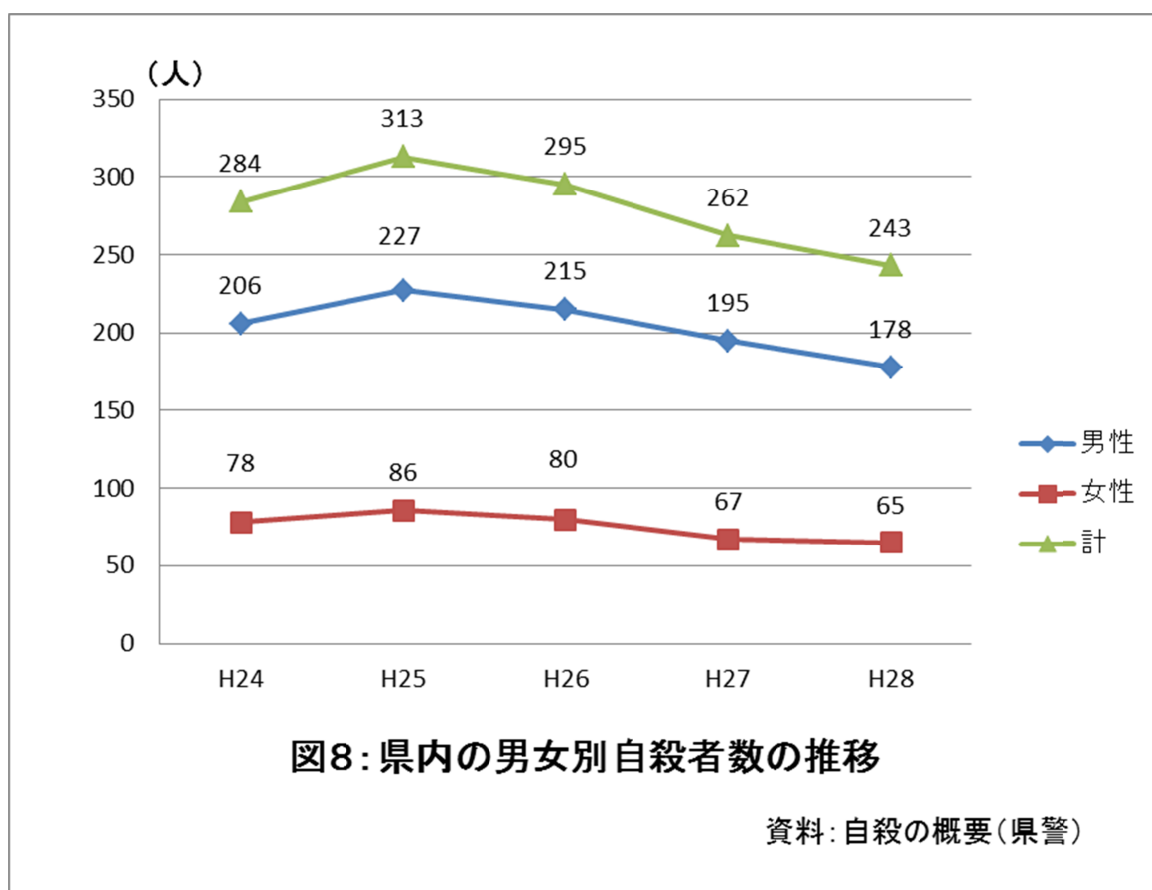
※スカイプ：インターネット回線を使って通話する電話サービス、通常の電話回線をつなぐより長距離、長時間の料金が安くなる。

2. 男女が生涯を通して、健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことができるよう、性差に配慮した適切な健康支援が必要である。

【現状と課題】

女性は思春期、成熟期、更年期、老年期とライフステージにより発生する疾患や健康の課題が変遷する。女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある。

また、「県内の男女別自殺者数の推移（図8）」を見ると、県内の自殺者数は、減少傾向にあるが男性の自殺者数は女性の約 2.7 倍である。男性が、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立している状況がうかがえる。



【具体的な取組】

- 女性医師による巡回健康相談を実施する。
- 企業にメンタルヘルス研修の実施をよびかける。
- 体験参加型の健康講座と男女共同参画講座を組み合わせ実施する。
- 男性の相談窓口の周知を図り、男性が悩みを相談しやすい環境づくりに努める。

3. 地域の防災力を高めるために、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

【現状と課題】

過去の災害時、「避難所において女性の意見が反映されない」、「男女のニーズの違いが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されない」、「女性や子どもに対する暴力が、災害時に顕在化した」、「災害後に増大した家事、子育て、介護等の家庭的責任の負担が女性に集中し、ストレスや心身の不調を抱えやすい一方、家族を経済的に支え、守るのは自分の役割であるとの意識が強い男性は、その責任を抱え込み追い詰められやすい」などの困難な課題が生じている。

大規模災害の発生に備えるために、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

【具体的な取組】

- 防災担当課と男女共同参画担当課が協力し、固定的性別役割分担にとられない防災訓練や防災講座を実施する。
- 地域において、女性や元気な高齢者を自主防災組織の人財として活かす提案をする。

第6期雲仙市男女共同参画懇話会委員名簿

役職	氏名
座長	荒木 美智子
副座長	林田 秀美
委員	池田 智恵美
委員	緒方 重仁
委員	田中 章貴
委員	平山 田鶴子
委員	古川 鶴
委員	前田 信孝
委員	山口 陽子
委員	山下 早苗



第6回懇話会会議風景

提言までの経緯

懇話会開催日	開催回数	内 容
平成 29 年 2 月 15 日	第 1 回	・ 委嘱状交付 ・ 男女共同参画推進の概要について ・ 雲仙市男女共同参画懇話会について ・ 雲仙市男女共同参画施策の取組について
平成 29 年 5 月 18 日	第 2 回	・ 男女共同参画基礎講座
平成 29 年 11 月 13 日	第 3 回	・ 第 2 次雲仙市男女共同参画計画の進捗状況について ・ 市民アンケート調査結果について ・ 第 3 次雲仙市男女共同参画計画（素案）について ・ 提言書作成についての懇話会スケジュールについて
平成 30 年 1 月 25 日	第 4 回	・ 第 3 次雲仙市男女共同参画計画について ・ 提言書作成について
平成 30 年 5 月 24 日	第 5 回	・ 提言書素案作成前の協議
平成 30 年 10 月 22 日	第 6 回	・ 提言書素案について
平成 31 年 1 月 11 日	第 7 回	・ 提言書案について